



Global Indirect Tax News

参考抄訳

税理士法人トーマツ
2015年1月号

※Deloitte Touche Tohmatsu Limited が発行する「[Global Indirect Tax News](#)」には、世界各国の間接税の最新情報が掲載されています。1月号から、中国、インド、英国の3カ国について主要見出しを紹介します。

中国

2015年輸出入暫定税率を公表

2014年12月12日に国务院の関税税則委員会は「2015年関税実施案に関する通達」(税委会[2014]32号)を發布し、2015年1月1日より適用される輸出入関税の暫定税率を公表した。関税の暫定税率は、輸出規制もしくは輸入奨励を目的に、政府が特定品目に対して設定しており、毎年年末に公表されている。

(1) 輸出暫定税率

2015年は343品目に対して輸出関税率および輸出暫定税率が適用され、化学肥料や石炭等の輸出品目の輸出暫定税率が変更された。レアアースや卑金属などについては、今回の通達では変更されていないが、2015年中に変更される可能性がある。

(2) 輸入暫定税率

2015年は749品目に対して輸入暫定税率が適用される。2014年と比較して、新たに19品目(電気自動車用モーターコントローラなど)が暫定税率の対象となり、輸入奨励のために12品目の暫定税率が引き下げられた。一方で、輸入量の少ない品目など33品目については、暫定税率が取り消され、デジタルカメラのイメージピックアップモジュールなど5品目は、中国での生産促進のために暫定税率が引き上げられた。

➤ [原文\(英語\)はこちら](#)

インド

SEZ 非加工区内施設の一般開放

免税などの優遇措置が適用される特別経済区(SEZ)の規則が変更され、SEZ入居企業でない国内一般関税地域(DTA)の企業や人もSEZ内の非

加工区(Non Processing Area)の施設使用が認められるようになる。非加工区は、輸出製品の製造等を行う加工区(Processing Area)での活動をサポートする目的で、病院や居所、ホテル、学校などの施設が建てられているエリアだが、従来は、非加工区の施設利用はSEZ入居企業のみに限られていた。

今後は、非加工区がSEZ入居企業だけが使用できるエリアと一般使用できるエリアの2つに分けられることになる。SEZ入居者以外も使用できるエリアでは、免税や減税、戻し税などの優遇措置は受けられない。

➤ [原文\(英語\)はこちら](#)

英国

デジタルサービスの消費地課税に関するガイダンスの発表

2015年1月より、個人消費者に対するデジタルサービス(通信、放送、および電子的な手段によって提供されるサービス)の提供については、VAT(Value Added Tax:付加価値税)の課税地がサービス受益者の所在地に基づいて決定されることになる。英国歳入関税庁(HM Revenue & Customs(HMRC))は、個人消費者にデジタルサービスを提供する企業に向けた[ガイダンス](#)を発表した。当該ガイダンスには、新ルールの適用範囲、役務提供地および課税地の決定方法、デジタルサービスおよび「電子的な手段によって提供される」サービスの定義、並びにサービス受益者が個人消費者と企業のいずれに該当するかの決定方法が示されている。また、ルール変更による影響の有無を確認するための[フローチャート](#)も掲載されている。

➤ [原文\(英語\)はこちら](#)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/git

問い合わせ

税理士法人トーマツ 本部・東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

URL: www.deloitte.com/jp/tax-co

間接税サービス担当者

本部・東京事務所	岡田 力	Tel : 03-6213-3800
札幌事務所	小嶋 誠也	Tel : 011-271-2075
仙台事務所	千田 文晴	Tel : 022-722-0594
新潟事務所	松浦 哲也	Tel : 025-368-8801
長野事務所	松浦 哲也	Tel : 026-227-9822
高崎事務所	黒田 孝次	Tel : 027-367-7501
北陸事務所	横尾 勝人	Tel : 076-232-1701
静岡事務所	和田 直哉	Tel : 054-250-8765
浜松事務所	望月 伸彦	Tel : 053-459-1091
名古屋事務所	奥川 哲也	Tel : 052-565-5533
京都事務所	見延 豊	Tel : 075-231-1120
大阪事務所	原 浩之	Tel : 06-4560-8000
広島事務所	春木 伸治	Tel : 082-222-7066
高松事務所	田中 雅登	Tel : 087-826-1345
松山事務所	宮内 幹太	Tel : 089-913-7320
福岡事務所	友永 良二	Tel : 092-751-9940
鹿児島事務所	北野 聡史	Tel : 099-808-7700

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。